

旅客施設、歩道、建築物の一体的なバリアフリー化の促進

交通バリアフリー法
(市町村の作成する計画に基づき連続的にバリアフリー化)

ホームや駅構内にて

- エレベーターの設置による段差の解消
- ホームドア等の設置による転落防止策



改札にて

- 車いす利用者のみならず、ベビーカー利用者などを含めて、誰もが通行しやすい幅の広い改札口の設置等。



駅前広場及びバス停にて

- ペDESTリアンデッキの整備やエレベーターの設置などによる駅前広場のバリアフリー整備
- ノンステップバスの運行にあわせて歩道の高上げを行うとともに、ノンステップバスの運行時刻等をバス停留所に表示。



歩道等のバリアフリー化

高齢者、身体障害者等が歩きやすいみちの実現等



今回の基本方針
変更点

建築物の出入口にて

- 一体的なバリアフリー化への取組み



- スロープの設置
- 視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保など

ハートビル法
(建築物のバリアフリー化)

建築物

- 不特定多数の者が利用する建築物等で2,000㎡以上のものについてバリアフリー化の基礎的基準(利用円滑化基準)への適合を義務付け
- 義務付け対象外建築物についてバリアフリーの基礎的基準への適合を努力義務付け
- 優良なバリアフリー対応(バリアフリー化の誘導的基準(利用円滑化誘導基準)に適合)を図った建築物に対し容積率算定特別、表示制度導入等の支援措置

基準が定められている出入口等の施設

